

定 款

一般社団法人クリニカルバイオバンク学会

平成 30 年 2 月 15 日作成

一般社団法人クリニカルバイオバンク学会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人クリニカルバイオバンク学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、診療施設併設型バイオバンクに関する研究と、会員相互の情報交換を行うことにより、「高効率・高品質の検体保管」、「臨床現場に即した生体試料の管理と解析」及び「バイオバンクの社会還元」を実現するための情報・技術の共有及びゲノム医療を中心とした先進的な医療を推進し、精密医療（プレジジョンメディシン）の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 診療施設併設型バイオバンクの普及事業と学術集会の開催
2. バイオバンクにおける品質管理、標準化、ネットワーク活動
3. ゲノム医療の推進に係る事業
4. バイオメディカルインフォマティクスの推進に係る事業
5. 検体の分譲に関する支援事業
6. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会で定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員総会において別に定める経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 この法人の社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって該当社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 この法人の社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 この法人の社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定める事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 この法人の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 33 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 7 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散の事由)

第 35 条 この法人は、社員総会の決議その他一般法人法で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 37 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 30 年 11 月 30 日までとする。

(設立時の役員)

第 38 条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	西原広史
設立時理事	松下一之
設立時理事	岡野和広
設立時理事	武藤 学
設立時理事	豊岡伸一
設立時監事	金井雅史
設立時監事	宗 淳一

(設立時代表理事)

第 39 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

(住所省略)

設立時代表理事 西 原 広 史

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 40 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(住所省略)

西 原 広 史

(住所省略)

松 下 一 之

(住所省略)

岡野和広

(住所省略)

武藤学

(住所省略)

豊岡伸一

(法令の準拠)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人クリニカルバイオバンク学会設立のため、上記設立時社員5名の定款作成代理人である司法書士北條秋男は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成30年2月15日

設立時社員 西原広史

設立時社員 松下一之

設立時社員 岡野和広

設立時社員 武藤学

設立時社員 豊岡伸一

上記設立時社員 5 名の定款作成代理人

北海道札幌市中央区南 1 条西 1 1 丁目 3 2 7 番地

司法書士 北條 秋男